創業者カードローン

カードローンS

創業後1年未満の方を対象に
ご利用いただけるカードローンが
誕生しました。

取扱期間

令和6年3月31日まで

保証限度額

100万円

ご利用は
1企業につき1口まで

【お問合せ先】

和歌山県信用保証協会

【本　　所】

経営支援課　073-433-9705

【田辺支所】

業　務　課　0739-22-4666

▶詳しくは、裏面をご覧ください。

創業者カードローン（協会独自制度）

カードローンS の詳細について

保証対象	和歌山県下の創業後1年未満の方。（事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る）
資格要件	和歌山県下の創業後1年未満の方で、次のすべての要件を満たす中小企業者。 ⑴申込時において、創業したことが確認できる資料（税務署提出の開業届（写）や商業登記簿謄本等）及び、創業計画書の提出ができる者。 ⑵申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること。 ⑶本制度を含め事業者カードローン根保証および小規模企業者カードローン根保証の利用がないこと。
保証限度額（1企業当たり）	50万円以上100万円まで。
保証期間	運転・設備資金　1年間 ただし、更新は妨げない。（2回まで可）
保証料率	責任共有保証料率 極度額に対して年0.39%から年1.62%の範囲内 （別途、有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能）
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式による。
連帯保証人	原則として、法人代表者を除いては保証人を徴求しない。
担保	原則として、不要
返済方法	約定弁済・随時弁済
貸付利率	金融機関所定の利率
取扱金融機関	基本約定書締結金融機関
メリット	1.必要な資金がカード利用により契約店舗以外でも、簡単・スピーディーにご利用いただけます。 2.金融機関の窓口営業時間外や土曜休業日であっても自動支払機の利用により急な資金需要にもタイムリーに対応できます。 3.事業規模・業況等に応じて、小規模企業者カードローンまたは事業者カードローンへのステップアップが可能です。

和歌山県信用保証協会

令和4年4月